

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第26号

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

桑名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年桑名市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第19条ただし書中「（会計年度任用職員にあつては、期末手当）」を削る。

第21条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「及び第14条」を削り、同条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第4項中「第4条から第7条まで」の次に「、第8条の2」を加え、「、第14条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。